「首都直下地震に備えて」

＜災害時の地域住民の減災への役割＞

災害救援ボランティア推進委員会
地域防災インストラクター
深　　味　　肇

「防災まちづくりとしての災害対策」

災害を知る → 過去の災害

環境を知る → 町の状況

人を知る → 組織、連携

自助 ⇔ 72 ⇔ 共助

「発生確率の高い首都直下地震」

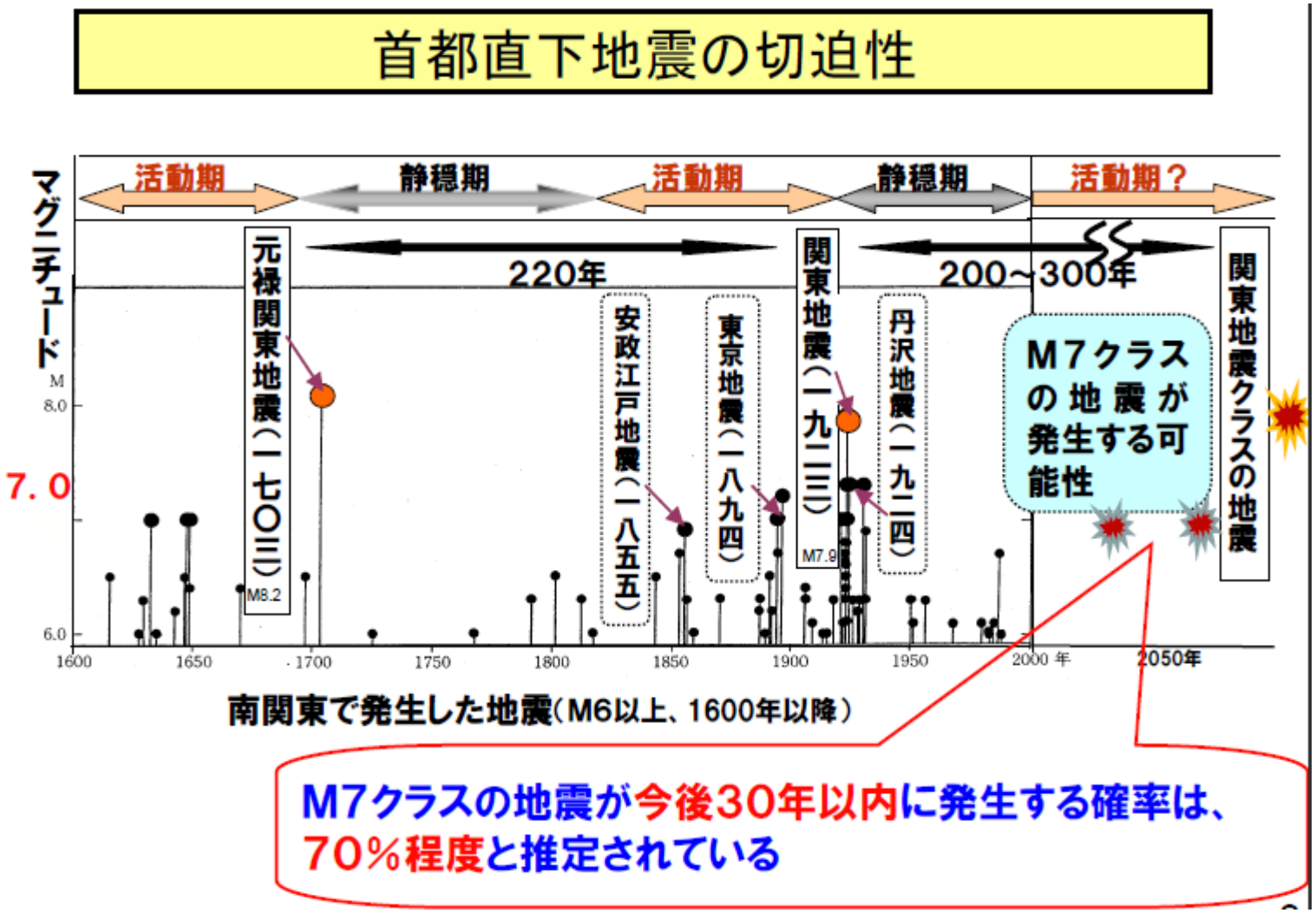

「首都圏直下地震の種類」

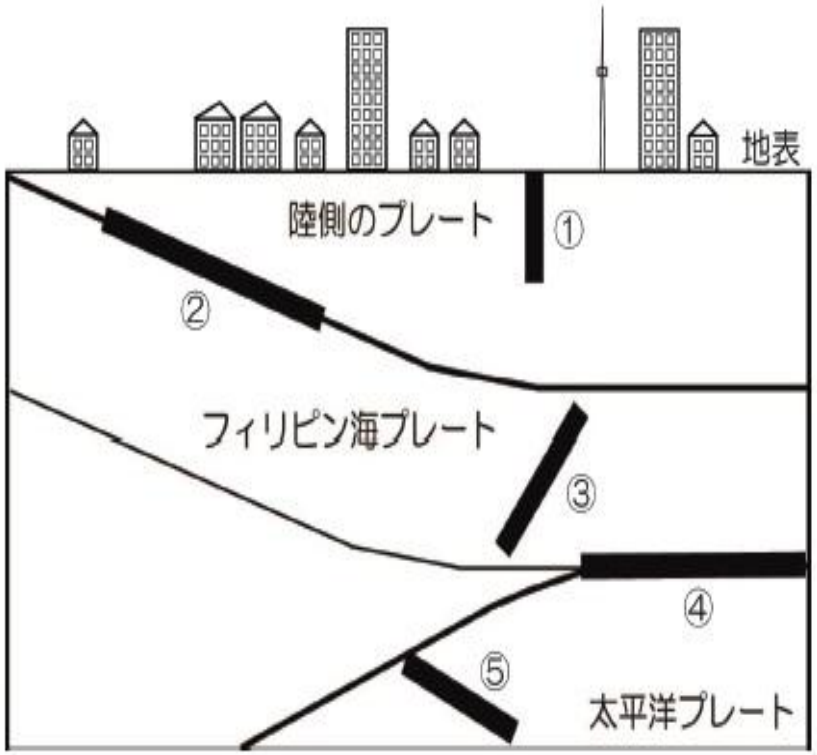

図 10　首都圏の下で起きる地震の種類。図中の番号は本文中の番号に対応する。

①内陸の浅い地震
②フィリピン海プレートと内陸プレートで発生する地震
③フイリピンプレート内で発生する地震
④フイリピンプレートと太平洋プレートの境界で発生
⑤太平洋プレートの内部

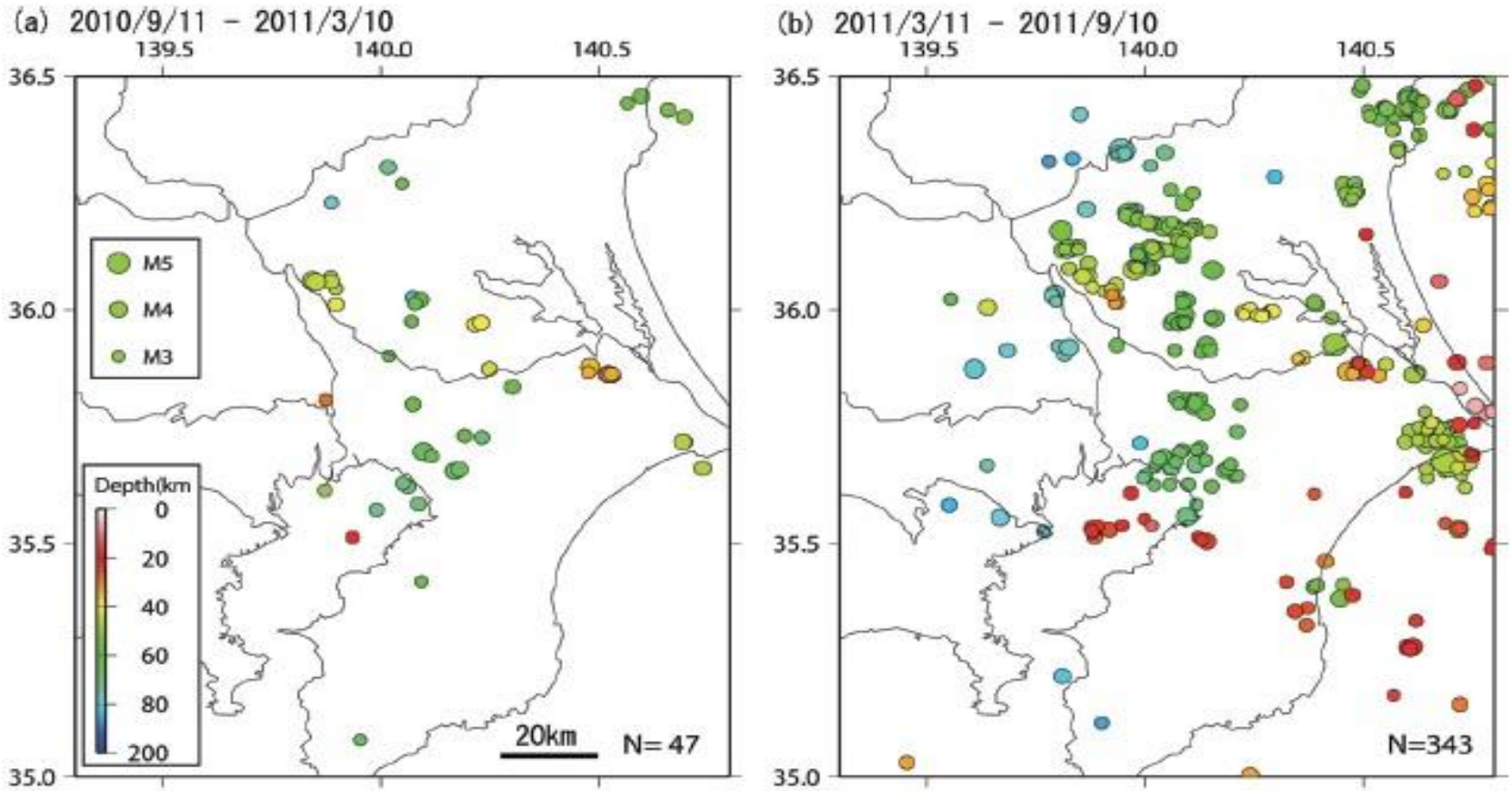

図 11　南関東の地震活動の変化。M≧3 の地震を示しました。3 月 11 日直後に増えた地震数は、徐々に減少しています。色と大きさで、地震の深さとマグニチュードをあらわしています。

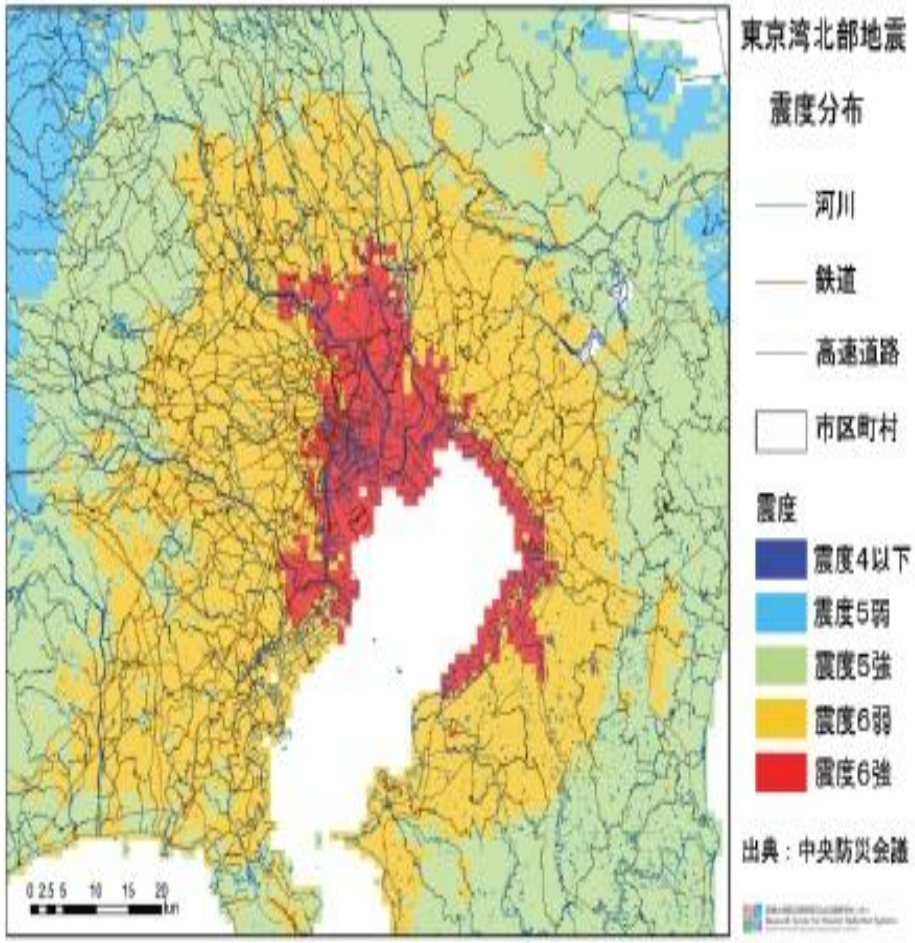

東京湾北部M7.3による被災者数の推定

鈴木・林(2008)

曝露量	震度6強地域	震度6弱地域	合計
人口	5,017,544	20,372,552	25,390,096
一般世帯数	2,140,721	8,367,022	10,507,743
一戸建世帯数	607,541	3,341,897	4,012,438
東京	3,470,677	7,164,775	10,635,452
埼玉	443,544	3,111,543	3,555,087
千葉	791,360	3,614,500	4,405,860
神奈川	311,963	6,481,734	6,793,697
4県計	5,017,544	20,372,552	25,390,096

（平成12年国勢調査メッシュ統計に基づく推計）

図１　東京湾北部地震で震度６弱以上となる「被災地」とそこに暮らす被災人口

東京湾北部地震（M7.3）の震度分布

・ある程度の切迫性。（フィリピン海プレートと北米プレートの境界の地震）
・都心部にダメージ。
・震度6弱以上の区域が都県を越えて広域に拡大。

⇨ 今回の検討の中心となる地震

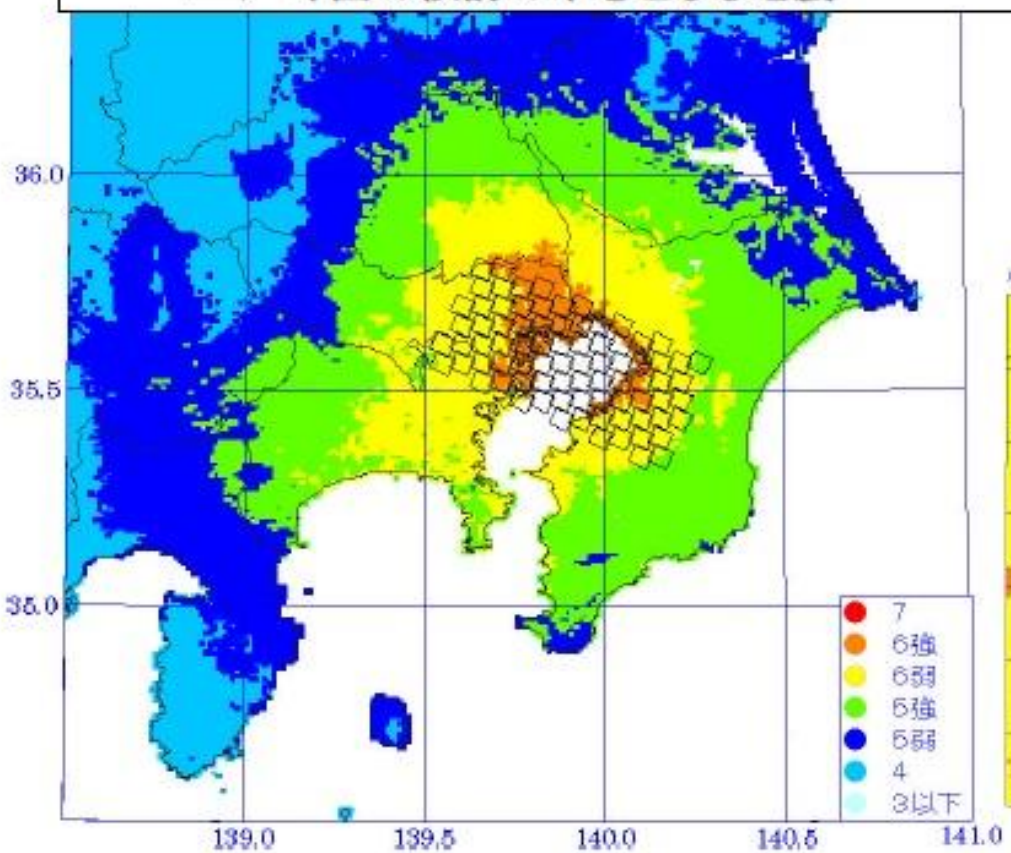

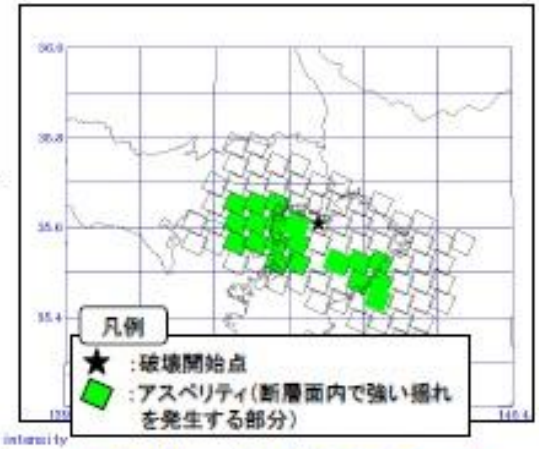

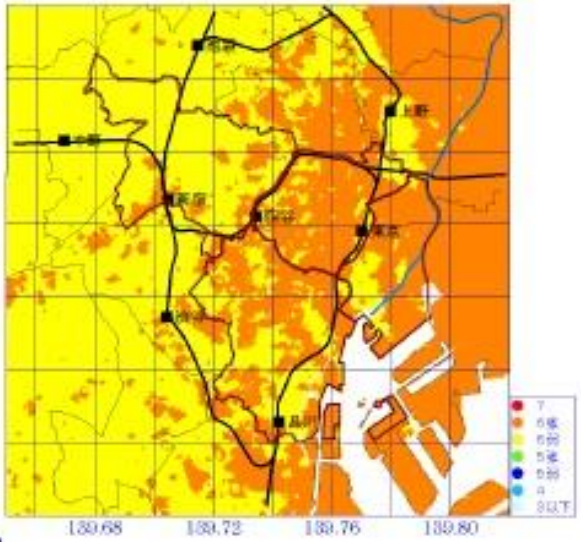

その他の地震の震度分布（2）

（1）地殻内の浅い地震

さいたま市直下地震、M6.9

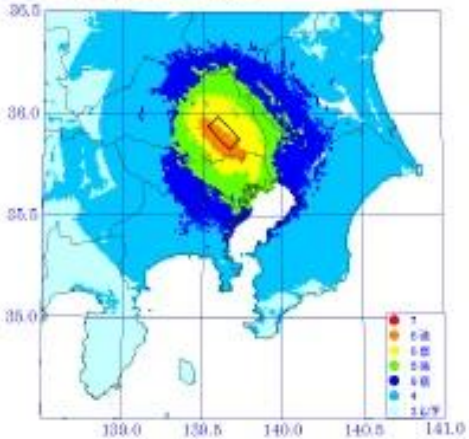

千葉市直下地震、M6.9

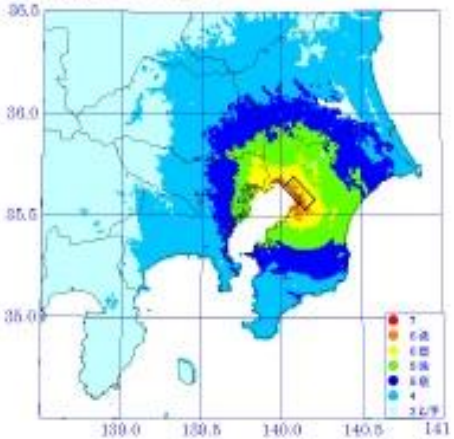

川崎市直下地震、M6.9

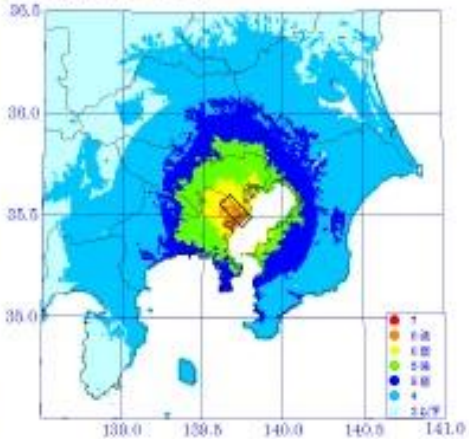

横浜市直下地震、M6.9

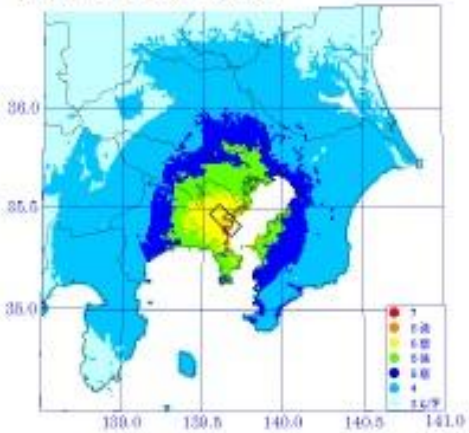

立川市直下地震、M6.9

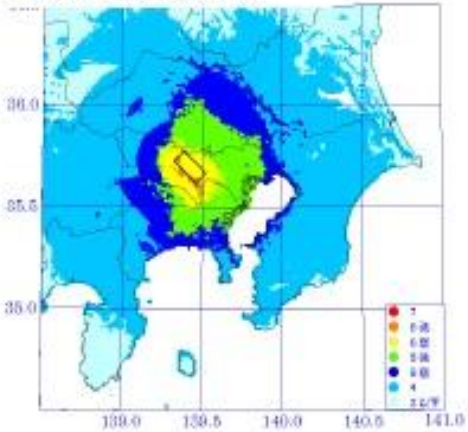

羽田直下地震、M6.9

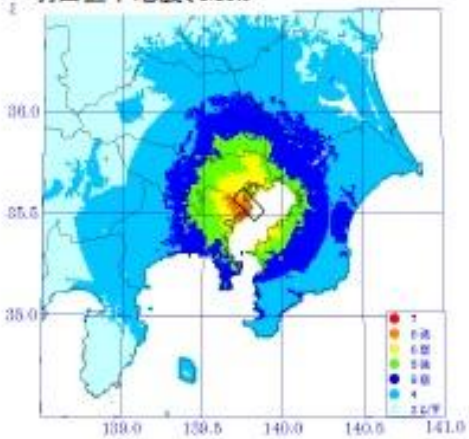

高洲：抜け上がり

＜東日本大震災･家屋倒壊＞

ACTIVE
SPORTS
TENNIS
base ball
24
25
2011.03.13

「街を知る　――　街の環境を」

＊生活空間や社会構造の変化

大都市

・人口密集
・高層空間の利用
・高齢者の増加
・生活行動の変化

地方都市

・過疎化の進展
・高齢化
・地域防災力の低下

「社会環境に伴い変化するリスク」

＊地下の不安

集中豪雨の増加等による災害リスクの発生

＊増える独居高齢者

高齢化による防災力の低下、要援護者増加

＊高度成長期に開発された団地等

高齢化が進み全体的に防災力が低下

↓

＜環境の変化に対する対応が必要＞

「街の状況確認　――安全・危険」

＊防災マップの作成

・自分の街の資源を知る。

・危険箇所、安全な場所を知る。

・避難場所は？

・避難所の確保は？

・安全な避難通路は？

減災

「防災マップ作成の重点項目」

＜役立つ場所・施設＞

・小中学校　　ーー　地域の避難場所
・ガソリンスタンド　ーー　防災資機材
・公民館、図書館　ーー　避難所に使用
・防災倉庫　　ーー　備蓄、資機材
・公園、駐車場　　ーー　一時避難場所
・消火栓、井戸等　ーー　町の資源
・病院、薬局　　ーー　応急手当等

「避難経路の設定」

＊避難距離

・徒歩約15分を目安とする

・避難圏域を設定する

・行政界付近に住む被災者は最寄の避難場所等に避難する

＊避難方法・経路

・自主防災組織を中心に、住民が近隣に声かけを行う

・二次災害を受けないように避難する

「避難所の運営」

① 市町村職員が中心となって運営する
大規模災害では、職員対応に限界がある。

② 災害ボランティア中心になり運営する
開設直後の混乱には対応ができません。

③ 避難住民自らが中心となり運営する
開設当初からスムースに運営を行うことができる。

避難所の運営は、自分たちの町は自分たちで守るという「共助」により行われます。

「避難所として利用が期待される所」

＊公認避難所

・公的施設　ーーコミュニティセンター・公民館
保健福祉センター
文化センター・地区集会所

・民間施設　ーー私立学校・大學・専門学校
スポーツ施設・映画館
企業の体育館・研修施設

＊非公認避難場所

・公園・空き地・河川敷等のテント村、民間施設

避難所の光景（阪神淡路大震災）

西宮市立津門小学校

「避難所の地域住民の役割」

＊自主運営

・事前計画が不可欠

・自主防の責任は重大

・コミニュケーションの必要性

・生活の基本的ルール作り

＊計画作成の留意点

・被災者が協力して自主的に行う

・地震発生から72時間は自助努力を行う

・生活の期間は短くても1月

・学校の再開にもできるだけ協力する。

「防災まちづくりに対する項目」

＊ 日頃からの心がけ

付き合う･連携する

訓練する･交流する

啓発する･発信する

＊ 何かを生み出す

計画　施設　管理

街を知る

「発災時は誰でも慌ててしまう！」

＊災害発生直後の10時間

思考能力の喪失

客観的に物事の判断できない

↓

経験・訓練

体が自然に動く

思考能力の回復

見当識喪失

「活動計画の作成」

家族の防災計画

近隣の防災計画

高齢者の支援

↓

↓

↓

家族の役割分担

近隣の役割分担

相互支援体制

↓

情報の共有化

「転ばぬ先の災害対策を！」

＊少子高齢化の時代
昼間の災害は、地域に残った人で対応する
＊災害発生時
助かった人は、何かできることがあるはず
傍観者にはならないで！
＊大震災の死者は
８０％以上が圧死・窒息死です
＊怪我の原因
自宅の家具によるもの６０％以上です

「避けて通れぬ災害弱者対策」

＊防災と福祉が協働、解決策を求めることが社会全体の責務。

＊災害弱者対策は、一人一人が異なり、環境も違い、対応策も多様である。
その置かれた環境により対応策が必要。

＊災害弱者対策は、労力・時間の負担・実行の困難性が伴うもので、一つ一つ着手する必要がある。

「行政機関個人情報保護法」

＜個人情報の目的外利用・第三者提供＞

＊本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは、例外として認められている。

情報の共有　提供の可否　範囲・内容

＊行政機関個人情報保護法
第８条第２項４号

「高齢者を支える基本テーマ」

＊知る、選ぶ

気軽に分りやすい情報が得られる。

相談しやすい体制作りをする。

＊つどう、参加する

身近な居場所を確保する。

交流の機会を増やす。

社会参加の機会を増やす。

＊支える、つなぐ

身近な支えあいの仕組みを作る。

地域のネットワークを作る

「民生委員と自主防災会の支援」

＊自主防災会とのつながりを強化する。
＊防災関係の情報を共有する。
＊共同の防災訓練を行う。
＊個人情報の共有化。
＊要援護者の支援プランを共同で作成。
＊情報伝達手段の確保。
＊福祉事業者との連携。

コミュニケーション必要性